

事務事業名		農業労賃設定事業		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業		
政策体系	政策名	01 豊かな市民生活を実現する産業の振興		事業期間		
	施策名	02 地域特性を生かした農林業の振興				
	基本事業名	03 担い手の育成・確保		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和39 年度～) ☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度 ～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入		
根拠法令				予算科目		
所 属	部課名	農業委員会事務局		会計 款 項 目 事業		
	課長名	飯田 秀		01 06 01 01 06		
	係 名	農政振興係	電話	0192-27-3111		
	担当者	菅野 由夏	内線	357		
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				事務事業区分		
大船渡市農業労賃標準額設定検討委員会設置要綱に基づいて農作業受委託における料金の目安となる標準額を設定することにより、請負契約に係るトラブル防止を図る。 主な業務は次のとおり。 大船渡市農業労賃標準額設定検討委員会に必要な資料の収集及び作成→検討委員会委員の委嘱→検討委員会の開催→協議→農業委員会総会での承認→対象農家及び関係機関等への周知。 事業費は、検討委員会委員への謝金・費用弁償・消耗品費として支出される。				A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)		
全体計画(※期間限定複数年度のみ)						
総投入量 (千円)				事業費	国庫支出金	
				財源内訳	都道府県支出金	
					地方債	
					その他	
					一般財源	
				事業費計 (A)	0	
				人件費	正規職員従事人数	
					延べ業務時間	
					人件費計 (B)	0
				トータルコスト(A)+(B)		0

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

地域農業者の代表者及び学識経験者により構成される大船渡市農業労賃標準額設定検討委員会を開催し、適正な農業労賃の設定について具体的な検討を行った。その結果を農業委員会総会で審議し、決定した標準額を農業者世帯に対して周知した。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

- ・大船渡市農業労賃標準額設定検討委員会の開催
- ・農協各支店を通じた農業労賃標準額表の配布・市広報及び市ホームページを通じた周知

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

(直接の対象) 大船渡市農業労賃標準額設定検討委員会
(間接の対象) 農業者

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

農作業受委託における料金の目安となる農業労賃標準額が決定され、農業者へ広報や標準額表、市ホームページによって周知することにより、農作業委託に関するトラブルを防止する。

④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)

農作業受委託に関するトラブルが防止され、担い手が安定した農業経営をすることができる。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 農業労賃標準額設定検討委員会開催回数	回
イ	
ウ	

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 農業労賃標準額設定検討委員会委員数	人
キ 農業者世帯数(農林業センサス)	世帯
ク	

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 周知世帯数	世帯
シ 農作業受委託におけるトラブル認知件数	件
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(目標)
投入量	事業費	財源内訳	単位						
			千 円						
			千 円						
			千 円						
			千 円						
			千 円	34	34	24	35	35	35
	事業費計 (A)		千 円	34	34	24	35	35	35
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2	2
		延べ業務時間	時 間	50	50	50	50	50	50
人件費計 (B)		千 円	200	200	200	200	200	200	
トータルコスト(A)+(B)			千 円	234	234	224	235	235	235
⑤活動指標		ア	回	1	1	1	1	1	1
		イ							
		ウ							
⑥対象指標		カ	人	13	13	13	13	13	13
		キ	世帯	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	906
		ク							
⑦成果指標		サ	世帯	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	906
		シ	件	0	0	0	0	0	0
		ス							

事務事業ID	0746	事務事業名	農業労賃設定事業
--------	------	-------	----------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等			
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 農業雇用関係の改善と健全なる労働賃金の確保を目標としながら安定的農業経営に資するため、昭和39年、岩手県農業会議が協定賃金の設定方針と内容を決め、農業委員会を指導したことから始まった。			
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？ ・農業の兼業化が急速に進んだ結果、主に主業型農業者で構成する集落営農組織が母体となり、兼業農業者の農作業を受託する例が多くなってきている。 ・小作料設定事業は農地法の改正により平成21年12月に廃止となった。			
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？ ・農業労賃を検討委員会により設定することで、労賃の不払いや法外な労賃の請求などといったようなトラブルを防止することができる。 ・農業を取り巻く情勢や原油価格の動向などの農業に関する社会的変動が大きく、検討委員会で適正な農業労賃を考慮する上で難しい部分がある。 ・矮小な地形の農地が市内に多いため、他市町村の例と比較することが難しい。			

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	農業労賃の設定は、単なる労賃支払いの目安にとどまらず、従来の農業労賃慣行の改善、農業労働の合理化、賃金体系の確立など農業雇用関係の改善と近代的労働賃金の確保を行うという点において、その役割は重要である。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	法令上は農業委員会の権限として処理する事業ではなく、関係者に対して権利を制限、または義務を課するような法的効力はないが、農業委員会系統組織の母体である県農業会議から示された農業労賃標準額設定指針の中で農業委員会が取り組むべき事業とされている。また、農業者にとっては農作業委託の際の労賃支払いに関する参考基準となり、その点においても農業委員会が取り組むべき事業の一つといえる。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	農業労賃標準額は農業を営む世帯を対象に「消費者物価指数・農業物価指数・農業労賃と他産業労賃の動向・主要農産物の家族労働報酬」を基準として設定しているものであり、これ以上の拡充は必要ない。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】	農業に携わるさまざまな立場の方々の意見を取り入れることで、より実態に合った使いやすい農業労賃標準額とすることができることから、農業労賃標準額設定検討委員会設置要綱に基づき委嘱する検討委員については、毎年新たな委員の登用に努めるなど、受託側・委託側が共に納得できる標準労賃の設定に取り組んでいる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	農業労賃標準額は、経済及び農政事情等を考慮しながら、その年の状況によって設定する一つの目安(基準)である。廃止した場合、農業労賃の支払いについて慣行等に基づいて労賃を決定すると、農業者間での調整が困難になり、労賃不払い等のトラブル発生が懸念される。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	事業費は、大船渡市農業労賃標準額設定検討委員会の委員委嘱に係る謝金・費用弁償・消耗品費に要する部分である。委嘱人数としては、大船渡市農業労賃標準額設定検討委員会設置要綱の中でも記されているとおり、各集落の農業者代表者数及び農作業受託組織数から考慮しても必要最小限である。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	人件費及び業務時間は検討委員会開催における資料収集及び作成に係るものが主である。資料の印刷や検討委員会会場準備等は臨時職員で対応しており、これ以上の業務時間の削減余地はない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	受益者負担はない。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
① 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																						
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		●	×																				
	低下		×	×																				
特になし。																								

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	農業労賃標準額は、年度毎に農業を取り巻く種々の実状を考慮しながら設定しているもので、農業者間での農業労賃取り決めの際のトラブル防止に寄与している。より実態に即した適正な標準額とするため、今後においても、委員には農業者のほか多方面にわたる適任者の掘り起しを図っていかねばならない。